大村市政だより

発行所
長崎県大村市250番地
大村市役所
印刷所　つじ印刷所
定価　一部五円

大村市の人口
(5月末日現在)

世帯数		12,243	
人口		55,997	
男		26,922	
女		29,075	
増	出生	55	419
	転入	364	
減	死亡	32	386
	転出	354	

六月三十日は固定資産税二期分、保険税六月分の納期限です

なるべく早めに納めてくださるようお知らせします。なお納税組合で取りまとめて納付される分については、市税は100分の3、保険税は100分の5の報奨金を交付しておりますので、まだ組合に加入しておられないかたは、はやめに加入してくださるようお願いします。(税務課)

7月2日は海外移住巡回相談日です。海外に移住ご希望のかたのご利用をおすすめします。

基本選挙人名簿のつくりかえ

20日現在で登録資格者を調査

基本選挙人名簿は、公正な選挙が行なわれるように、選挙権のある人をあらかじめ登録しておく大切な簿冊で、毎年九月十五日現在で資格者を調査のうえ作りかえることになっております。

選挙管理委員会では、ことしの基本選挙人名簿調製の基礎資料とするため、あらかじめ登録資格者の調査を行なうことになりましょした。

調査方法はつぎのとおりとなっておりますので、資格のある人はもれなく調査書を出してください。

【調査の方法】

△調査現在日　六月二十日

△調査書に記入する人　昭和十六年十二月二十一日までに生れた日本国民で、今年の六月十五日までに大村市に住所を定めた人

ただし、禁治産者や犯罪失格者は除かれますが、この項については調査書裏面に詳しく説明しておりますのでこれをご覧ください。

△調査の方法

各町務連絡委員を通じ六月二十日までに、基本選挙人名簿登録資格調査書を各世帯へ配布いたします。

調査書がお手もとに届かない場合は、選挙管理委員会事務局または関係出張所へ申出てください

△調査書の提出期限　六月二十五日

△提出先　大村市選挙管理委員会事務局(市役所正門前)又は関係出張所

なお、調査書の提出は、町務連絡委員を経由してください。

【注意】

名簿は、毎年更新して作りかえられます。

永年大村市に居住している人も、住民登録をしている人も調査書は必ず提出してください。

調査書を提出されない場合は資格調査ができないため、名簿に登録もれとなる場合があります。

たとえ、選挙権がある人でも選挙人名簿に登録されておらない人は、選挙の際投票することができませんのでこの点とくにご注意ください。

なお、来年は県知事選挙県議会議員補欠選挙および参議院議員選挙が執行されることになっておりますが、これらの選挙にはこの調査にもとづいて調製した、基本選挙人名簿が使用されますので念のため申添えます。(選挙管理委員会)

永年住んでいる人でも出してください

収入証紙と国民年金印紙の発売窓口が変ります

収入証紙は従来市金庫窓口で発売しておりましたが、皆様の便利をはかるために来月六月二十六日から税務課前廊下に発売窓口を設ける予定であります。なお、国民年金印紙もこの窓口で発売します。(市民課)

60ヘクタールの大みかん園

米の山一帯を開発、溜池も新設

大村市荒瀬郷米の山菅無田部落では、みかん園の大集団産地として、同郷米の山一帯約六十ヘクタールの開発計画を進めております。これは県営事業として開発実施されるもので、付帯工事として溜池水路、農道工事を伴う大事業であり、県下でははじめてのこころみです。

組合員七十戸、植付から病害虫防除、施肥、選果、出荷までを共同事業で行なうもので、近代化農業のあり方を示すものとして注目されています。

なお、溜池、水路については国、県による現地調査を終了、約六十ヘクタールの計画地についても、県市で現地踏査を終り、七月中には各筆測量を完了する予定となっております。

この事業は本年度に調査、計画をおわり三十七年度から開発か実施されることとなります。(農林課)

(写真は開発予定地)

28日ご巡幸の記録映画を上映

長崎県では四月二十二日から五日間県下各地をご視察になりました天皇、皇后両陛下のご巡幸の記録映画を上映します。

△上映日時、場所　六月二十八日午後六時から八時まで中央公民館

(市教委、社会教育課)

療養給付の適用の範囲を拡大

昨年、未帰還者留守家族等援護法の一部改正が行なわれ、このたびつぎの取扱いにより未適用者を新たに給付の対象とすることになりました。

一、療養給付(支給)対象

昭和二十八年八月一日以降傷病恩給等の裁定(初年度)を受けた者のうち新たに適用を受けられる者は次の要件のすべてに該当するものであること

(イ)昭和二十七年七月三十一日までに帰還又は復員したものであること

(ロ)未帰還、未復員中に自己の責に帰することのできない事由により傷病を受け引続き又は帰還後三年以内に発病し、そのときから引続き療養を要する状態にあったと認められるもの(自費又は公費負担により療養を継続してきた者のほか完全治ゆに至らないまま家庭の事情等により医療機関による療養を中断した者を含む

(ハ)現に療養を要する傷病と引続き療養を要したと認められる傷病と傷病恩給等の裁定を受けた傷病とが同じものであること。

二、申請の期日=昭和三十六年十二月二十八日この期日は厚生省引揚援護局庶務課に受理された日(県世話課に提出した日ではない)ですから充分注意のこと。

三、傷病恩給等とは、増加恩給、傷病年金、同賜金(勅令六十八号による賜金を含む)援護法による障害年金、同一時金、旧令陸海軍共済組合令による障害年金、同一時金及び公傷病年金、同一時金等である。

手続き等については福祉事務所にお問合せください。(福祉事務所)

企画室のあゆみ ③

大村市の発展策の基本を計画

農政の基本的振興対策

前述のように種々の調査を行なってきましたが、これはあくまで個々の問題で、現在の日本経済における農業は飛行的成長をきたし、実質上曲り角に来ているといわれて、政府は農業問題基本調査会を設置し、その対策を練っているのですが、本市でも、農政の総合的振興策は今後どうあるべきかについて検討を要することが痛感されましたので市内農林業関係団体の代表者を網羅して昭和三十五年十月から農政協議会を設置し、大村市農政における基本的振興対策について数度にわたり協議を行ないました結果、十二月末ほぼその結論を得ましたので、昭和三十六年には、この答申案を基礎とした農政推進委員会を設置して、最寄の実行案を打ち立てて急速な進行を計るよう計画中であります。

畜産振興計画の樹立と推進

畑作振興の一環として近代農業を推進することを目的として昭和三十三年四月学識経験者で審議会を結成し、これが振興計画を樹立し、八月から各関係団体より推進委員をお願いして市場建設、放牧場設置等につき具体的にこれが推進をはかりました。

その他　農林一般について

農林関係について今まで申し述べましたことは、比較的大きな問題点だけを取り上げて見たのでありますが、他にも二、三の調査を行なっておりますので、簡単に申し上げて見ますと、

①昭和三十二年には黒木における「ワサビ」の適地調査並びに市営苗圃の設置、保安林配備計画の立案、県試験展示林の誘致、市有林の経営計画書の作成等の仕事を実施しました。

このほかいろいろな計画、調査などの基礎資料として、つぎのような調査を完了していますが、その内容については、後日お知らせいたします

各種統計の作成

まず昭和三十三年には大村市の経済圏内にある大村湾沿岸の町村を対象として経済調査を実施した。

②昭和三十四年中に大村市金融機関の金融状況を調査し当市経済の推移を把握し、経済施策の基盤とするためつぎの調査を行ないました。

(イ)市内銀行別預金残高及び業種別貸出残高調

(ロ)市内農協別貯金貸出金調査

(ハ)市内郵便局貯金調査

③つぎに家庭燃料生産消費実態を調査し、市民の都市ガス希望度を調査しました。

④昭和三十五年には広域都市圏調査を行ないました。

これは長崎県が主体となって各市町村を対象に各市町村がいかなる都市圏に属しているか、また都市計画事業を推進するための基本調査であり本市も各種の事業を進めて行く上に大いに役立つものと思われます。この調査の結果は昨年末主管省に答申されました。

⑤つぎに昭和三十三年中の大村市民の個人所得調査を行ないました。

これは、本市民の経済状態を産業別に把握した総括的な統計資料で、いままで県などによって調査されたものをそのまま利用しておりましたが、市行政の基本的資料としては、不足するように考えられましたので、更に分析して市民の経済実情を適確につかむ必要を痛感し、昭和三十五年六月から八月までの間におもにつぎの事項を調査しました。

(イ)産業別、個人業種、勤労所得状況

(ロ)産業別、就労者の所得階層別分布

(ハ)専業、兼業世帯別所得状況

(ニ)農、漁家の経済状態

⑥つぎに昭和三十五年十月行なわれました国勢調査個票によってつぎの事項を集計しました。

(イ)大字別普通世帯、準世帯別世帯数及び男女別人口

(ロ)大字別住居種別、住宅所有関係別、普通世帯数、畳数、および一人当り畳数

(ハ)大字別主な家計収入別普通世帯数

(ニ)大字別産業大分類、普通世帯数および世帯人員

(ホ)大字別十五才以上男女別労働状態

(ヘ)大字別従業上の地位、産業大分類および男女別十五才以上の就業者数

(ト)大字別従業地別十五才以上就業者数

以上内容が極めて抽象的でかつわかりにくい点が多々あったと思いますが、この点お許しを願ってお知らせを終ります。(企画室)

家を留守にするときは戸締りを完全に

市の水防対策きまる

各家庭でもそれぞれ準備を

本年もすでに六月十一日から梅雨にはいりましたが、ことしの梅雨は七月下旬までつづくという、長期化の予報が出されております。

大村市ではこれに対し水防対策を計画しましたが、そのおもなものはつぎのとおりですから、とくに市民の皆さんはご留意のうえ被害を最少限度にとどめるようにしてください。

ことに大上戸川流域には災害復旧未着工の危険カ所がありますので、この付近のかたはかねてから避難についての心構えをしておいてください。

（消防本部）

【水防本部の設置】

こう水や高潮のおそれがあると認められたときは、その危険がなくなるまで水防本部を設置します。

水防本部の組織は本部長（市長）副本部長（助役）のもとに庶務班、建設班、水防班をおき、班につぎの係をおき対策に従事します。

庶務班＝情報連絡係、資材係

建設班＝現地指導係（市内を八地区に分け、担当者を決定）耕地溜池対策係（溜池管理者）水防班＝水防作業係（消防団担当）

【情報の収集】

雨量や水位を知るため、雨量、水位観測所を設け、被害状況については町務連絡委員、消防団員、青年団員などの関係者から情報を収集することにしていますが、一般のかたのご協力をお願いします。

気象状況については広報車その他いろいろな方法で周知しますがラジオ等によってじゅうぶん気をつけておいてください。

【避難、立退き】

気象情報、雨量その他の状況を総合して、もしその地域が危険の場合はサイレン、警鐘などの信号（サイレンは一分間連続一回吹鳴、警鐘は乱打）で避難、立退きなどを知らせます。

この場合は、警察署員、消防団員の誘導に従って、指定された避難場所（学校、公会堂、公民館、寺院をあてるようにしてあります）に立ち退いてください。

【避難、立退きの場合の準備】

①停電を予想してマッチ、ローソク、懐中電灯、できればトランジスターラジオなどの用意

②非常の際にはあわてるので必要な物をメモしておくか品物をまとめておくことが必要です。

③家族全員の三～四日分の食糧

自分のからだを守り、水難者を救助するときのために丈夫な綱の用意

④貴重品は水に濡れないよう防水袋に入れておいてください。

⑥年寄り、女、子ども、病人は早目に避難するようにしてください。

⑥婦女子はズボンをはいておきましょう。

⑦気象状況に常に気をつけて注意報がでたら、防災対策として窓、雨戸、屋根、へい看板などを補強してください

⑧避難信号が出たら火元や切れた電線に注意しながらすぐ立ちのいてください。

水防信号

区分＼方法	サイレン信号	警鐘信号
第一信号	●―（約5秒）休止（約15秒）●―（約5秒）休止（約15秒）●―（約5秒）	●休止●休止●
第二信号	●―（約5秒）休止（約6秒）●―（約5秒）休止（約6秒）●―（約5秒）	●―●―●―●―●
第三信号	●―（約5秒）休止（約5秒）●―（約10秒）休止（約5秒）●―（約10秒）	●●●●●●●●●●●●●●●
第四信号	●―（約1分）休止（約5秒）●―（約1分）	乱打

危険な河川海岸など

郡川＝右岸福重橋～河口八百㍍、同荒瀬橋より上流三十㍍、左岸沖田地区五百㍍、大上戸川＝右岸水田橋下流五十㍍、同大上戸川橋上流二百㍍、同杭出津橋下流百㍍、左岸金丸橋上流二百㍍、同大上戸川橋上流二百㍍、鈴田川＝右岸小江川橋下流百㍍、左岸三鈴橋上下流百㍍、内倉川＝右岸内倉四十㍍（地すべり決潰）松山海岸＝三百㍍（高汐浸水）

水防信号の注意

①第一信号＝警戒水位に達したとき消防団の待機

②第二信号＝水防団体および消防機関の出動

③第三信号＝危険区域内居住者の出動および市職員全員の登庁

④第四信号は必要と認める区域内の居住者の避難、立退き

忌明に寄付

市内昭和通り澱粉製造業松尾九郎さんは、亡父六次さんの忌明に際し金十万円を市の社会福祉事業の一端にと寄付されました。

小路口郷五〇四出口竹治さんは亡妻ヨシさんの忌明に社会福祉事業として金一封を寄付されました。（福祉事務所）

消防団長きまる

大村市消防団長に山口末武氏（副団長）が、副団長に田崎一男氏（六分団長）が、それぞれ五月十五日付で任命されました。（写真右が団長）

河川での食器洗いは禁物

小児マヒ・赤痢などの伝染病予防

全国的に赤痢、小児マヒなど経口伝染病が増加の傾向であり、とくに小児マヒは昨年五月初旬、突然北海道夕張市に集団発生し、世の母親たちから恐れられ、大きくクローズアップされましたが今年もやがて夏の訪れとともに、小児マヒの流行期が近づいてきました「大村市にはまだ発生していない」「ウチの子にカギッテ…」「ウチの子は大丈夫だ…」という楽観は禁物であります。

小児マヒは経口感染

伝染経路は、患者のセキクシャミや大便などでまき散らされた病原菌が、赤痢菌と同様に下の図の経路をたどり口から入ってし発病ます。

手指の汚染と注意

手指が汚染される機会は用便の時、下着類の洗濯の時、患者とか保菌者と接触した時であります。神奈川県衛生研究所では、糞便の上に重ねたチリ紙からの大腸菌郡を検出する実験ではチリ紙五～六枚はかるく透しています。このように排便したあと、チリ紙でふいても必ず糞便がついているものと思わなければなりません。小児マヒ、赤痢等経口伝染病予防はまず手洗いからといっているのは、以上の理由から奨励しているのであります。

水の汚染と注意

井戸水の汚染は第一に便所が近くにあって地下より汚水が侵入する場合、第二に井戸の側壁が破損して汚水の侵入する場合であります。便所から汚水が井戸に侵入するのを防ぐためには十五㍍以上離しておくことが必要です。（井戸水の消毒方法は前号の市政だよりに掲載しております。）

河川にはいろいろな雑用汚水とか患者、保菌者の汚れ物の洗濯水、便池の汚水が流入しているほか、ゴミを捨てるなどで一見きれいな水でも相当よごれています

その下流で食器、食品を洗うといったことは危険極まりないことで、このようなことは絶対さけなければなりません。もし患者が出れば、ものすごい集団発生のうきめをみます。

ハエゴキブリなどの媒介昆虫による汚染

蠅、ゴキブリなどは糞便を食べたり、体につけて人間の食物の上をはいまわり病原菌をまきちらします。またこれらの昆虫は羽をもっており週辺の隣家を飛び回りますので町ぐるみで駆除するのが効果があります

食品の汚染

食品は下図のように主としてハエの媒介、手指、水により汚染されます。食品は加工過程、運搬過程には前記の項目をじゅうぶんに熟知し注意をはらうことであります。

患者とか保菌者とか接触による汚染

まず「小児マヒ」の予防は環境の清潔と予防接種をし、免疫度を高めることが第一です。しかし赤痢には現在予防接種がないので体の調子が悪いとか、定期採便の時には進んでうけるようにつとめなければなりません。また自分自身で体の調子がおかしいと思った場合は必ず医師の診断をうけるようにしましょう。

以上の点を集約いたしますと(1)手洗いは食事の前、調理の前、外出して來た時用便のあとには必ず石けんかクレゾールでおこない手指の清潔につとめましょう

(2)、病原菌を運んでくるハエ、油虫（ゴキブリ）、ねずみなどを町ぐるみで退治いたしましょう。

(3)、河川、湖沼にごみとかふん尿とか洗濯したあとの汚水を捨てたり流したりしないようにいたしましょう

(4)、身体の調子が悪いときは必ず医師の診断をうけるようにいたしましょう。

(5)、結核健康診断、各種予防接種は、進んでうけるようにいたしましょう。

(6)、その他日常自分の生活環境を清潔にすることに心がけましょう。

（保険衛生課）

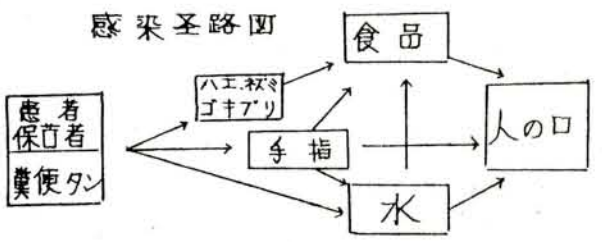

図 経路 感染

赤痢は一年中発生 ③

月別発生の概要と特色

十一月＝赤痢で入院全治 退院した人が、数カ月後に 再びかかる

この人はある地方から転勤してきたばかりの人で数カ月前にその地で赤痢にかかり、ふたたび大村でかかったわけです。このように一度赤痢にかかって幸いによくなった患者がその後ある期間、からだの故障はなくて糞便に菌を出す場合はこれを病後保菌者と呼ばれます。

もちろん伝染病院では厳重な検査をして菌が陰性にならなければ退院させないのでありますが、赤痢菌はつづけさまにではなく、ある期間をおいて再び排泄される事例が多いので退院後も衛生に注意し、進んで保健所で菌検索（検便）をうける等じゅうぶんに気をつけることです。

十二月＝○○敬老施設内の集団発生

平均七十才の老令者で病菌が体内に侵入すれば体力がないため、どんどんひろがってしまいました。感染源を推定すれば (イ)、外部保菌者（家族、知人）との接触 (ロ)、外部から寄贈された品物 (ハ)、納入業者より配達された食品、以上三点が挙げられます。

（イ点）衛生的な処置をあげればきりがありませんが、まず外から帰って來た時、食事前は必ずクレゾールか石鹸で、手を洗うようにしなければなりません。

（ロ点）おもに雑誌、衣服類であると思うが、これを完全に消毒するためにはフォルマリン密閉消毒器を備えつけることが一番必要でしょう。また施行し難い場合は日光にさらしたり大気中に乾燥させることです

（ハ点）食品納入業者の選定は値段が安いというだけでなく、当局者は店をまず衛生管理がゆきとどいているか、よくたしかめなければなりません。

（保険衛生課）

大村市監査公表第一号

地方自治法第百九十九条第三項の規定に基づいて昭和三十五年度定期監査を執行したのでその結果を次のとおり公表する。

昭和三十六年六月二日

大村市監査委員　三島恵吉

監査報告書

一、監査の種類　定期監査
二、監査の時期　昭和三十六年二月二日から昭和三十六年二月十七日まで
三、監査の対象
松原小、幼稚園（〃三日）
福重小、幼稚園（〃六日）
郡中学校（〃七日）
竹松小、幼稚園（〃八日）
黒木小、萱瀬小、南河内分校（〃十日）
西大村中、小、幼稚園（〃十三日）
東大村小、三城小学校（〃十四日）
大村小、中、幼稚園（〃十五日）
三浦小、中学校（〃十六日）
箕島分校、中央小学校、中央幼稚園（〃十七日）
四、監査の結果

一、概要

学校（幼稚園を含む）運営の適正、円滑化を図るには、教育施設の充実とその活用にあるが、それと同時に学校事務の適正円滑なる処理もまた極めて重要であることは、いうまでもないところである。

今回の監査は会計事務処理（教育扶助、給食関係及びその他の公費の収納事務、教育扶助費の経理事務）に重点をおいて執行したものであり、その処理状況はおおむね良好と認められた。しかしながら帳簿の様式、処理方法等に一部不統一な点が見受けられ、また金銭出納事務（保育料の収納事務、教育扶助費の経理事務）においては、関連諸帳票の整理が適当でなく、そのため出納簿の帳尻と不突合を生じたまま整理されていた個所があったが、何れも帳票の整理不充分によるものであり、これらの点については、事務担当者の努力と事務指導の徹底により適正処理を期することができるものと思料せられるので、学校事務処理の全般的検討と相まって、関係当局の今後の研究改善を要望するものである。

二、学校施設の管理運営について

施設管理上の各学校の要望事項は、ここに掲げることを省略するが、相当の件数に上りなかには数年来の懸案となっているものもあり、乏しい本市財政事情下において、当局の校舎増改築対策により着々整備されつつあるものと認めたが、更に優先度、緩急度等を充分に勘案した学校営繕の年次計画の確立実施を期待するものである。なお、下記関係箇所については、教育委員会においても検討中であり、早期に善処が要望される。

(1) 運動場及び防火水槽等の外柵がないため児童に危険を及ぼすおそれがあるもの

(2) 便所施設が不完全で降雨時に溢れ出し、著しく非衛生的なもの、または便所施設が不足して著しく児童生徒に不便をかけているもの

(3) 雨樋または、排水溝が不完全で、校舎等の耐久力に及ぼす影響が甚大であると思われるもの

(4) 従来の営繕計画において当局が実施する補修工事費は工事請負費の費目に計上され、営繕費中修繕料は、全額各学校に配付され学校長等の責任において修繕を行なっており、その大部分は破損ガラスの補修費に充てられ、窓枠、桟の腐朽破損の原因となるべき箇所の補修については、配慮がうすいので、工事請負費の対象としない程度の小規模の修繕補修等についても施設の拡充、改良その他の補修工事と併行して営繕計画の中にとり入れる必要が認められる。

(ロ) 防火用水施設及び防火用具（顚倒式泡沫消火器等）の配置状況は別表二のとおりであるが防火器具の配置なき箇所、使用不能のものも員数として備え付けた箇所等があり、また消火訓練を兼ねて、同消火器内の消火剤の取替えを行なっている箇所、前回の取替時期が判然としない箇所等その整備状況は区区であり、同消火剤の購入費用も市費支弁のもの、育友会支弁のもの等で、関係当局においては防火用具の整備について、更に意を用いられたい。

特に初期消火のための軽便消火器等は取替後数年を経て効果なきものと思われるのが大多数であり一旦有事の場合に懸念される面もあるのでこの点遺憾のない処置が望まれる。

三、予算経理事務について

予算は、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、修繕料、備品費）営繕費（修繕料）及び諸費（報償費）の費目について、四半期ごとに配付されているが、次の諸点につき再検討善処の要が認められた。

(イ) 第一・四半期の配付予算の今達が年度の始期より一月以上（本年度は五月六日付）遅れているが、特に該四半期の今達には、年間配付額の内示が含まれており、今達期日が遅れることは学校運営計画に支障をきたすおそれがあり、早期に今達されるよう努力が望ましい。

(ロ) 第一・四半期の配付額は年間総額のおおむね四分の一の額となっているが、たとえば、修繕料については第一・四半期配付額では完全補修が行なえないため、所要額に達するまで補修時期を延ばす等施設維持上不適切な措置がとられているので、定額配付が適当でない費目の配付時期並びに額については、再検討が望ましい。

(ハ) 配付予算の執行については、会計手続として、教育委員会の決裁を経て行なわれることになっているが、支出決議書等によれば、ほとんど事後承認により処理されている現状である。もっとも電話等により事前に委員会の了解を求め執行されたものも認められるが書類上の記録もなく予算執行の責任体制に明確を欠く点があるので、学校長等に対して一定金額を限度として専決権限を与える等、さらに予算執行の合理簡素化を図られたい。

(ニ) 婦人学級に関する経理で講師手当の支出には計算基礎（個人別内訳）が明確でない箇所が見受けられたが支払いに関する証ひょうにはこの点を明らかにしておくことが望ましい。

四、物品一括購入制度について

予算の効率的執行並びに事務処理の合理化を図るため、昨年十月から一括購入制度がとられており、制度発足当初の不円滑は今後の善処にまつものであるが、次の諸点については、更に検討せられたい。

(イ) 一括購入物品についても配付予算の中から購入したこととして経理しているため、物品注文書を教育委員会に送付し、委員会は、これにより所要物品を業者に発注し、業者より各需要校に現品を納付せしめ、当該代金は配付予算の中から差引かせている。

従って予算配付制度の意義はうすれ、形式的予算執行手続きと物品会計手続きが併せ行なわれている現状であるので、一括購入物品の購入経費については、予算配付を省略し、物品供給計画を確立して円滑な物品の供給を行なうことが望ましい。また一括購入物品（印刷費を含む。）の範囲は学校用品の全部となっているが、全用品を対象にすることは、需用校が市内に点在しており、距離的にも、かつその供給手続きからみても需要に即応するには、無理な点があり所期の目的を達成するためには、次のような面について再検討が望ましい

(1) 各学校共通で貯蔵可能の物品で、年間を通じて需要量の多いものは、物品請求書により現品を交付する。

(2) 需要期は不特定であるが年間を通じて相当の需用量が見込まれ、一括購入契約をすれば購入単価が低廉となると思料せられるものについては、単価契約をなし購入先を指定し、配付予算の中から随時学校長等に執行せしめる。

(3) 全校需要量、需要期が不特定でかつ一括購入の実益がないものについては、配付予算の中から任意学校長等に執行せしめる。

五、会計諸帳簿類の記帳整理について

帳簿類の記帳整理状況は、おおむね良好と認められたが次の諸点については関係当局において指導を徹底して事務処理の統一を図られたい。

(イ) 同一内容の帳簿で学校によりその名称が異っているもの。（予算経理に関する帳簿で予算差引簿あるいは予算経理簿と称しているもの。）

(ロ) 帳簿様式並びに記帳方法が不統一なもの。（郵便切手受払簿は、様式が異るため、その受払いは種類別（枚数にて処理）または、一括（金額にて処理）処理をなされているもの。）

(ハ) 会計帳簿を数年度分合冊した場合は、年度別を見出して表示し区分しておくことが適切な処理であるが、これがなされてないもの。（表示がないため年度区分不明のものもあり。）

(ニ) 消耗品受払簿に単位称呼の欄がなく、かつ、数量単位の計入がないため、受払量が明確でないもの。

(ホ) 月計、累計の記入なきもの、または四半期ごとに小計累計として処理されているもの。

(ヘ) 帳簿の誤記訂正箇所に記帳者の訂正認印がないものがあるが、必ず訂正認印を押すこと。

(ト) 備品台帳に保管または、配置箇所の記載がないため物品出納責任者において現品の掌握が困難と認められるものもあり、備考欄に保管場所又は定位置を記入しておくこと。

六、物品取扱事務並びに管理について

(イ) 帳簿の記帳整理の状況は前項に述べたとおりであるが備品類については、各学校ともほう大な数量を抱え、その保管については一括して管理する場所がないため掌握の困難を訴えている。備品台帳は昨年四月に教育委員会の指示する様式及び分類方法（教科別）により整理され、その際育友会等の所有として取扱われていた備品等も全部市に寄

（四ページへつづく）

別表1　昭和35年度小中学校増築工事（新増築）　昭和36年2月現在

着工日	竣工使用日	名称	金額	氏名	備考
昭和 11.1	3.31	中央小学校増築工事	2,440,000	一瀬国市	
11.1	3.31	西大村中学校新築工事（1期）	8,800,000	久田栄太郎	
11.1	3.31	郡中学校増築工事	12,600,000	中島武一郎	
昭和 1.23	6.30	西大村中学校新築工事（2期）	11,600,000	久田栄太郎	文部省へ事業報告
1.23	6.30	大村中学校新築工事	5,649,000	田中武	文部省へ事業報告
合計			42,089,000		

（小学校）　昭和35年度小中学校営繕関係工事

着工日	竣工(使用)日	名称	金額	氏名
昭和 8.28	昭和 7.10	萱瀬小学校屋根補修工事	44,000	中野勘八
9.23	7.15	福重小学校渡廊下新設工事	41,000	〃
7.3	7.15	東大村小学校図書室増設工事	94,000	中村定之
7.3	7.20	三浦小学校廊下屋根瓦補修工事	70,000	樋口馬次郎
7.8	7.20	黒木小学校側溝新設工事	13,000	山浦吾輔
7.8	7.31	西大村小学校雨もり補修工事	56,000	岡田義三文
7.19	7.31	鈴田小学校雨もり補修工事	42,000	田川未松
7.22	7.30	三城小学校鉄棒補修及外壁塗替工事	12,000	宮田勝吾
8.23	8.31	西大村小学校給食室増改築工事	41,000	中山晃
9.5	9.20	大村小学校東門拡張工事	39,500	中島平次郎
9.11	9.20	箕島分校渡廊下雨もり補修及新設工事	54,000	樋口馬次郎
9.19	9.30	福重小学校給食室屋根瓦補修工事	38,000	山浦武雄
9.19	9.30	中央小学校給食室屋根補修工事	16,000	中村定之
11.11	11.30	西大村小学校天井張、照明器具設置工事	90,000	中島平次郎
12.1	12.15	三城小学校金網、屋根瓦、便所補修工事	50,000	川添武太郎
12.1	12.15	南河内分校廊下改造工事		
12.16	昭和 1.30	大村小学校便所移築工事	98,000	小村差
昭和 1.11	1.21	松原小学校渡廊下新設工事	56,000	安田義吾
1.23	1.28	大村小学校木柵新設等工事	18,000	田本喜市
1.30	3.31	萱瀬小学校便所移築工事	168,000	安田義吾
（中学校）			1,047,500	
昭和 4.5	昭和 4.7	郡中学校教室改造並屋根補修工事	38,000	中島平次郎
4.5	4.7	大村中学校床板張、放送室解体工事	34,000	小村差
6.23	7.5	萱瀬中学校屋根塗装、工作室改修工事	50,000	中島平次郎
7.1	7.15	大村中学校便所渡廊下新設工事	118,000	田本喜市
7.8	7.20	三浦中学校校舎屋根補修、教室改造工事	67,000	木下博之
7.18	7.31	郡中学校校舎屋根補修、廊下コンクリート張工事	51,000	大山春三文
7.19	9.31	鈴田中学校雨もり補修工事	98,000	安田義吾
8.10	8.15	三浦中学校窓、出入口補修工事	16,000	木下博之
			1,119,520	
合計				

別表2

（小学校）　学校消火施設状況　昭和36.2.1現在

区分 / 学校別	自己施設 水槽	自己施設 消火器その他	自己施設	利用し得る附近の消火施設 水槽	消火栓	井戸	その他
三浦小学校		経費消火器	3	1	556		海水利用
鈴田小学校	1 約20		3				川利用
松原小学校	2 ・9・		3			1	川利用
福重小学校	1 ・12・		2				
竹松小学校	1（プール）		3	1	600		
黒木小学校	2 ・9・		2	1	300		川利用
萱瀬小学校	1 ・20・		2				川利用
西大村小学校	2 ・4・		3	1	400	2	
三城小学校	1 ・10・		3			1	
東大村小学校		（バケツ）	7				
大村小学校	1（プール）		2			5	1
中央小学校	1 ・40・		2			2	
南河内分校（萱瀬小学校）							
箕島分校（大村小学校）							

（中学校）　学校消火施設状況　昭和36.2.1現在

区分 / 学校別	自己施設 水槽	自己施設 消火器その他	自己施設	利用し得る附近の消火施設 消火栓	その他
三浦中学校	2 40㎥		2		
鈴田中学校			2		川利用
郡中学校			4		川利用
萱瀬中学校	1 30㎥		3		川利用
西大村中学校	1 40㎥		3	3	
大村中学校			3	3	

別表3

教育扶助費（小学校）　昭和35年度（自4月～至3月）

学校名	支給額	延人員
三浦小学校	38,08円	16人
鈴田小学校	40,966	219
松原小学校	33,695	220
福重小学校	37,697	187
竹松小学校	296,636	1400
黒木小学校	14,157	84
萱瀬小学校	20,108	99
西大村小学校	334,482	1734
三城小学校	178,863	921
東大村小学校	7,962	48
大村小学校	139,829	702
中央小学校	168,040	850
南河内分校（萱瀬小）	4,199	24
箕島分校（大村小）	3,242	21
計	1,283,684	6525

教育扶助費（中学校）

学校名	支給額	延人員
三浦中学校	8,534円	24人
鈴田中学校	47,140	166
郡中学校	179,122	590
萱瀬中学校	19,284	75
西大村中学校	357,043	1,239
大村中学校	223,109	795
計	828,232	2,889

（三ページからつづく）

附され、台帳にも記帳してあり、かつ各教科別に実質的管理責任者が定められ、物品の管理体制に配慮のあとが窺われる。しかしながら、該台帳の記載の数量は旧帳とは関連なく調製時現在における員数を記帳したものであるが、今後は定期に現品調査を励行し破損、亡失等を発見した場合は、廃棄処分等物品会計規則の定めるところにより処理し帳簿上も現品掌握に意を用い物品管理に遺憾なきを期せられたい。

(ロ) 物品出納事務組織については、物品会計規則によれば、学校に物品取扱主任を置き、教育委員会所属の物品出納員の指示を受けて、物品受払保管に関する事務を処理することになっているが、物品取扱主任の任命がなく、従って学校物品の出納保管責任の帰属も明確でないがこの点昭和三十一年地方自治法の改正により分任出納員制度が設けられ公法上の責任体制の明確化が図られているものであり関係当局においては物品会計規則を検討整備の上、物品出納事務について分任出納員を置くこととし、早急にその任命を行なう措置がとられることを要望する。

七、教育扶助費について

教育扶助は、生活保護法の規定にもとづいて「困窮家庭の児童、生徒の義務教育に必要な教科書その他学用品、通学用品あるいは学校給食、その他義務教育に必要なもの」を現金または現物をもって支給されているものであり、三十五年度における支給状況は別表のとおりである。

受領後の処理については、各校ほぼ統一されておおむね良好であるが、現金の保管及び支出の処理等は、それぞれ学校の実情に応じ多少の相違があり、今後検討すべき面が見受けられた。

すなわち現金の保管については預金通帳で保管してあるが、預金者が校長名義となっている個所（七校）、事務官または担当教諭名義の箇所（六校）、現金保管であるがそれぞれ各学級の担当教諭で分割保管している箇所（三校）、担当教諭または、事務官が一括して保管している箇所（二校）等があり、更に事務手続きについては、これらの現金保管者のもとへ各学級の担任（児童生徒の物品購入額の取纒者）より請求がなされる場合、請求伝票（個人別に品名別に金額記載）や当該請求伝票の集計を記録する日計表の使用が不統一であったり、請求にもとづく支出日が月に一回程度のところ、あるいは週に一回ないし数回支出日を指定している学校等まちまちである。

被保護者の計算票兼受領証となっている通知表の購入物品名、及び金額等は学校で記入されているが、家庭へ送付後保護者の了解を欠くと思われる簡略な記入も見受けられるので、単位、単価等は明確に記入する必要が認められたなお個人別受払簿の残高集計金額と出納簿の残高（利子を除く）が相違したものが一、二見受けられるが、これらの違算は日計表にもとづく、検算等の軽視に起因すると思われるので、注意されたい。

教育扶助費の交付は生活保護法によれば「被保護者その親権者もしくは後見人または被保護者の通学する学校の長」のいずれにも交付できるものであるが、この点現在は被保護者に接して学用品の要否が明瞭である学校長に交付されているものであり、従ってその経理は学校長が一括受領することによって、当該扶助費に関する市費の経理手続きは一応結了しているものの要保護者に金品を交付するまでは、まだ公金に属するものであるから学校における個人別給付の詳細な経理事務は学校長の責任において整理さるべきものであり、この点受領証不備の学校などがあり、たとえば扶助費関係者分のみの取纒めの購入のものについて担任教諭の支払証明書的な受領証で終り、事務処理を簡略したと思われるものも見受けられるので通知表の「保護者の受領印」のほかに商店の受領証または、これにかわる証書等は充分に整備しておくことが、適切な処理であると思料せられる。

教育扶助費より学校図書費及び校友会費並びに体育連盟会費等の分担金を支出されているものが見受けられるが、適当でないと解せられる。

八、その他扶助費について

困窮家庭の児童、生徒に対する経済援助には、生活保護法による教育扶助費のほかに医療扶助及び給食補助並びに教科書、修学旅行等に対する補助が行なわれているが、各事務の処理状況は次のとおりである。

(イ) 医療扶助は、学校保健法にもとづいて学校における治療のできる軽度の伝染性の病気等に対して行なわれその経費は要保護者は、治療費は治療費を全額補助し準要保護者は半額を補助しているものであるが、配付予算の執行状況は各校とも順調に処理されているが、なかには教育委員会の配付予算額の確認が不充分で、年度末に至っても執行皆無のところもあるので、計画にもとづいて時宜を失しないよう適切に予算執行をなし児童生徒保健管理に留意が望まれる。

なお、医療費の支払いで校医の認印を学校で預り、受領について代行をなしている学校もあり、適当でないと思われるので、この点債権者への直接払いに不便等があれば、資金前渡の方法等を検討し今後善処されたい。

(ロ) 学校給食については、要保護者への補助（生活保護法による教育扶助で福祉事務所の処理にもとづく）と準要保護者への補助（学校給食法によるもので教育委員会の処理にもとづく）が市費に関係し、他は個人負担となっているが、これら各給食実施校の扶助費に関する事務及び現金取扱い等（扶助費一括受領後の給食事務担当者への送付等）はおおむね良好であるが、準要保護者の給食費で各学校への配付予算にもとづく給与計画の月別人員が実績人員と相違して年度末に至り予算に過不足を生じ、給食人員の調整の必要となった箇所も見受けられるが、このようなことは、程度によっては、保護の適正を欠くこともあるので、つとめて周到なる実施計画が必要と思われるものである。また要保護者に関する給食実施済の児童、生徒でかなりの期間を経過した後、扶助の開始、停止及び廃止等の通知に接する場合があるが、学校においてはそのそ及措置に困難性があることを認められるので、今後事務手続きに起因するこのようなことはつとめて検討是正するよう関係主管課の留意が望まれる。

(ハ) 教科書及び旅行費の補助は「就学困難な児童及び生徒のための教科用図書及び修学旅行費の給与に対する国の補助に関する法律」にもとづいて支給されておりこの場合の教科書は、準要保護者のみに支給されており、旅行費は小学校六年及び中学三年生の要保護及び準要保護の両者に支給されている。

処理状況については、一般にその必要が年度当初であるにかかわらず、年度後半に予算が執行され、受領されている状態で、このため各学校は長期の立替運用が多く、従ってその間一時他の会計の負担となっている経理も見受けられるのでつとめて教育委員会における事務を促進して適正なる学校経理の確立に努力する必要が認められた。

保健衛生について

学校の保健管理については学校保健法にもとづき定期または臨時の健康診断が行なわれており、専任養護教諭のもとに、その事務が取扱われている保健室の設備等については、逐次充実をみているが、まだ充分でない面があり歯科台その他医療用具等の皆無のところや、健康診断の実施回数等から保健計画の実施が消極的な箇所も見受けられ（歯科検診年一回の学校もあり）関係者の留意が望まれる。

各種予防接種等の事務処理等の事務処理については、各学校ともおおむね統一され向上した整理のあとが見受けられるが、学校によっては種別及び料金徴収の算定等の記載が一見明瞭でない箇所もあるので、当該事務の一連的処理の明瞭化を今後に望むものである。

なお、各学校に備付けられた校医執務記録及び保健日誌等の処理は、おおむね良好に整理してあるが、簿冊の名称が「校医執務簿」あるいは「校医執務日誌」など不統一であり、また校医の押印なきところもあり、なかには校医執務記録簿の備付けがないところも見受けられるので善処が望まれる。

予防注射実費の取扱いはその収納に関しては収入役より出張所長（出納員）に事務委任がなされていないために出張所では正式収納せず同所あるいは保険課経由で、市金庫に払込んでいるところがあるが、事務処理において市金庫の受領証のほか、出張所員の受領証（預り証）等も同時に保管処理してあるなど、当該収納金が不充分な責任体制の中に取扱われている現状なので関係者の検討考慮が望まれる。

十、農業会計について

戦後教育制度の改革により必須的学修科目であった農業が選択科目となったため、従前から使用されていた実習地等は現在は各校農業選択科目としての実習地、あるいは任意園芸実習地等に利用されているが、これらの管理現況は次のとおりである。

イ　自作農創設地として県、国より市が借用しているもの二件（松原小、郡中）

ロ　校舎敷地の一部を耕作しているもの四件（福重小、萱瀬小、鈴田中、西大村中）

ハ　個人の土地を借用しているもの二件（大村中、三浦中）

なお、実習地等より農作物の売上金収入があり農業会計として経理されているが、これら管理責任が市であるものは公会計に準じて処理すべきものであり、その収支は明確な経理を望むものであるが支出金の中には、他会計等への立替金もあり、かつその理由が明確でないところもあるので今後経理事務についての留意が望まれるものである。

（五ページへつづく）

別表4　小学校備付図書保有数調　昭和36・2・1現在

学校名＼種類	総記	哲学宗教	歴史地理	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	伝記絵本	計
三浦小学校	37	1	66	21	112	4	19	25	54	244	77	660
鈴田小学校	250	5	58	102	118	41	32	47	133	247	133	1,236
松原小学校	113	52	128	115	216	26	25	65	77	400		1,217
福重小学校	154	61	146	89	181	44	26	89	133	355	50	1,328
竹松小学校	109	64	103	73	243	18	22	37	129	436	38	1,272
黒木小学校		4	44	31	30	3	10	5	21	83	32	263
萱瀬小学校	108	21	171	88	158	23	28	46	61	253	134	1,091
西大村小学校	286	72	121	67	202	56	29	55	178	743	145	1,954
三城小学校	166	110	187	139	360	80	55	89	244	716	250	2,396
東大村小学校	10	14	9	5	13	2	2	6	15	42	10	128
大村小学校	4	26	107	101	150	22	60	46	79	398	223	1,216
中央小学校	151	86	86	66	293	52	41	87	31	565	240	1,698
郡内分校（萱瀬小学校）			3	11	12		1		9	66	12	114
黒木分校（大村小学校）		1	44	40	40	1	1	1	1	44	37	210

中学校備付図書保有数調　昭和36・2・1現在

学校名＼種類	総記	哲学宗教	歴史地理	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	伝記絵本	計
三浦中学校	86	9	127	68	176	11	57	51	72	269	34	960
鈴田中学校	100	23	172	120	145	46	18	81	67	356		1,128
郡中学校	202	4	280	149	337	150	96	102	316	492	5	2,133
萱瀬中学校	48	5	34	54	55	15	38	25	95	199		568
西大村中学校	220	59	273	152	475	129	147	235	423	763		2,876
大村中学校	174	69	198	76	376	78	34	114	275	387		1,781

別表5　小学校職員一覧表　昭和36・2・1現在

学校名＼職種	校長	教頭	教諭	助教諭	養護教諭	事務職員	計	職員定数	用務員	校医	歯科医	備考
三浦小学校	1	1	6				8	8	1	1	1	
鈴田小学校	1	1	13		1		16	16	1	1	1	
松原小学校	1	1	13		1	1	17	17	1	1	1	[illegible]
福重小学校	1	1	12		1	1	16	16	1	1	1	
竹松小学校	1	1	29		1	1	33	33	臨時1	2	1	
黒木小学校	1	1	6				8	8	1	1	1	
萱瀬小学校	1	1	13		1	1	17	17	1	1	1	
西大村小学校	1	1	27		1	1	31	31	臨時1	2	1	
三城小学校	1	1	24		1	1	28	28	臨時1	2	1	
東大村小学校	1	1	5	1			8	8	1	1		
大村小学校	1	1	31		1	1	35	35	臨時1	2	1	
中央小学校	1	1	26	1	1	1	31	31	臨時1	2	1	
郡内分校（萱瀬小学校）			1				1	1		1	1	
黒木分校（大村小学校）			1				1	1	臨時1	1	1	
計	12	12	207	2	9	8	250	250	臨時6 12	19	14	

（註）校医・歯科医は兼務を含む

中学校職員一覧表　昭和36・2・1現在

学校名＼職種	校長	教頭	教諭	助教諭	養護教諭	事務職員	計	職員定数	用務員	校医	歯科医	備考
三浦中学校	1	1	5				7	7	1	1	1	
鈴田中学校	1	1	7				9	9	1	1	1	
郡中学校	1	1	28		1	1	32	32	臨時1	2	1	[illegible]
萱瀬中学校	1	1	7				9	9	1	1	1	
西大村中学校	1	1	31		1	1	35	35	臨時1	2	1	[illegible]
大村中学校		1	38		1	1	41	41	臨時1	2	1	
計	5	6	116		3	3	133	133	臨時3 6	9	6	

（註）校医・歯科医は兼務を含む

幼稚園職員一覧表　昭和36・2・1現在

園名＼職名	園長	教諭	助教諭	計	職員定数	園医	歯科医
松原幼稚園	(1)	1	1	2	2	1	1
福重幼稚園	(1)	1	1	2	2	1	1
竹松幼稚園	(1)	1	3	4	4	1	1
西大村幼稚園	(1)	1	2	3	3	1	1
大村幼稚園	(1)	1	3	4	4	1	1
中央幼稚園	(1)	1	2	3	3	1	1
計	(6)	6	12	18	18	6	6

（註）園長は小学校長兼務・園医歯科医は兼務を含む

十一、幼稚園の経理について

幼稚園における入園料及び保育料の経理はおおむね良好になされているが、学級簿兼徴収簿の整理が一、二の幼稚園を除き不充分と思われる。

すなわち、保育料の納入状況は、個人別には出納員発行の領収証（出納員領収日附印）及び担任教諭の押印ある徴収袋または担任教諭が記録する学級簿兼徴収簿あるいは教育

（四ページからつづく）

委員会にて処理する収納簿などで確認されるものであるが学級簿兼徴収簿は担任者が保育料徴収の確認原簿とし収納簿の補助的取扱いをしているものの、整理内容は覚書程度で整然としていないため、出納簿など関係諸帳票の違算等もあり照合に不突合を生じたところもあるので、今後慎重明確に処理することを望むものである。

なお、保育料の納期は当月分をその月の十五日までに納付することになっているが、ほとんど月末あるいは翌月収納も見受けられる実情であり納期についての再検討が望まれる。

また保育料徴収の際発行する領収書は、別途徴収袋によってその収納状況が明らかにされることの事由で幼稚園にて保管しこれを交付してないところがあるが適当でない。

1　鈴田小学校

教育扶助費は、担当者において一部現金で、残余を通帳にて保管してあるが、全額通帳をもって処理することが望ましくまた帳票の整理で保護者へ送付する通知票（計算票兼受領証）の記載残高等に誤算があるので、注意が望まれる。なお、転校等による返納金の処理は、早急になされたい。

2　鈴田中学校

教育扶助費は各担任教諭が現金で保管しているが、預金通帳で保管処理することが望ましくまた各担任教諭が学級費等を受領して支払証明書を発行しているが、領収証を発行することが適当である。

3　松原幼稚園

保育料の経理で徴収簿（兼学級簿）と出納簿の照査等に違算が見受けられるので、注意が望まれる。

4　福重小学校

農業会計における立替金の経緯等出納簿の処理を更に明確にする必要が認められた。

5　福重幼稚園

収納日が同じ保育料で払込日（支出日）の相違する整理が現金出納簿等に見受けられるが、この点各学級の担任者の納付手続きが統括された処理でなく、そのため関連帳簿の照査等にも不合理があるので、今後当該事務の処理について善処が望まれる。

6　郡中学校

教育扶助の支出を対象者総員の現金残高にみ合って支出してあるので、個人残高が不足して赤字となったものが見受けられるが適当でない。また使用前に支出の推定額を引出して準備してあるが、これは請求の都度日計表等により確定金額を支出することが適当な処理である。出納簿の残金中に過去数年度分（二千二百二十三円）の預金利子があるが、発生の年度区分が明確でない、またこれらの使途は教育扶助関係の費用（消耗品等）に適宜有効に利用することが望ましい。

7　黒木小学校

教育扶助費の取扱いで、商店の受領証の徴し方が徹底されてなく、また死亡した児童についての異動処理がなされてないため、扶助費が半年余の後までも学校に交付され、またこれが返納もなされないまま未処理であるなど、適切でない事務も見受けられるので、今後の注意が望まれる。

8　萱瀬中学校

使用中の学校用地は未登記であるが、現所有者は学校建設当時地元代表として個人名義において登記されたものであり、当該地元寄附として本市に寄附の意志が確認されるので、関係当局は積極的に所有権移転について事務手続きを進められたい。

9　萱瀬小学校

イ、教育扶助費の保管金より準要保護者の旅費への立替払いを見受けられるが、適当な処理と言い難い。

ロ、学校用地として使用中の土地で未登記のもの（分校用地全部を含む）があるが、現所有者は学校建設当時地元代表として個人名義において登記されたものであり、当該地元寄附として本市に寄附の意思が確認されるので、関係当局は積極的に所有権移転について事務手続きを進められたい。

10　南河内分校

本分校は電話の施設がないため百メートル余の距離にある部落施設の電話を借用して通話している状況であるが、一回二十円の通話料を自弁しており（この場合の通話料の支出は育友会費で支出することを約束されている）この点公用による通話料は、その事由明細書等をもって市費負担となすが適当である。

なお、電話の設備についても別途関係者の検討が望まれる。

11　西大村中学校

教育扶助対象者の現在数は百三名であるが、中には約半年分にあたる二千円以上を残しているものが見受けられ、また残金を有したまま教育扶助の停止となったものもいるが、多額の繰越金を有していることは適当でなく、執行について適当な処理が望まれる。

なお、学用品購入後領収証の保存は各担任教諭でなく、現金一括保管の事務統括者のもとで最終処理をすることが適当である。

12　西大村小学校

イ　教育扶助費の取扱いで個人残高が不足して赤字となったものも見受けられるが全体の保管残高に見合っての支出は適当でなく、特に扶助費の停止となったものの中に赤字の処理をみられることは適当でないので、早急に回収されることを望むものである。

ロ　校医執務日誌には、校医の執務確認印なきものがあるので押印されることが望ましい。

13　東大村小学校

教育扶助の対象者は現在二名であるが、処理については次の点に善処が望まれる。

イ　既に（十一月）支給停止となったものの残金などは早期に返納処理されたい。

ロ　個人別受払簿及び通知表（計算票兼受領証）の帳票内容に簡略過ぎる記載が見受けられ明確な処理が望まれる。

ハ　商店の受領証の徴収が徹底してないので、善処されたい。

ニ　帳票の保存整理は年度区分を明確にして処理されたい。

ホ　校医執務記録簿を整備して処理されたい。

ヘ　医療扶助の予算執行が、監査日現在まで令達額の未確認等の理由で未執行となっているので支払事務の適切な処理が望まれる。

14　三城小学校

教育扶助の通知表（計算票兼受領証）の記載に簡略過ぎるものがあり明確な処理が望まれる。また商店等の受領証は各担当教諭で保管しているが、扶助費の保管責任者等で一括処理することが望ましい

15　大村中学校

教育扶助費の繰越残金がかなり多いものが見受けられるので、適切な執行が望まれる。

なお、支出に際しては概算総額を預金より引出し残余を現金所持で処理してあるが、確定額の預金引出しをなし通帳のみの処理が望ましい。

16　三浦小学校

教育扶助費は校長受領後現金を一括各担任教諭へ払出しているため、統括した帳簿掌握が欠けているので預金通帳への一括保管及び物品購入の請求伝票並びに日計表の利用更に商店の受領証の正確な徴収等をもって適切な事務処理が望まれる。

17　三浦中学校

イ　教育扶助費は一旦担任教諭へ現金総額を支出し使用後の残金を通帳にて保管してあるが、これは先に通帳保管しての後使用の都度引出し、関連的に各帳簿の処理をなすことが望まれる。

ロ　校医の執務記録簿に確認印を徴することが望ましい

18　中央小学校

教育扶助費の取扱いについて次の点に留意せられたい。

イ　教育扶助費の支出日が月に一回程度で、長期に過ぎ需要に即応した処理と言い難いので、支払日の検討について考慮が望まれる。

ロ　日計表の完全利用がなされてない面があり、これに起因すると思われる違算も見受けられるので、検討善処が望まれる。

ハ　通知表（計算票兼受領証）の記載内容が簡略に過ぎる点もあり詳細な記入が望まれる。

（おわり）

別表7　学校施設一覧表　昭和35・5・1現在

区分 / 学校別	建物 校舎 坪数	教室内訳 普通教室	特別教室	その他	屋内運動場	校舎外便所数	土地 校舎敷地 坪数	運動場 坪数	その他 坪数	計 坪数	運動場の実測坪数
三浦小学校	284	108	158	0.91	0.94		886	504		1390	1.78
鈴田小学校	485	238	247	0.99	0.87		1322	1030		2352	0.22
松原小学校	555	250	305	0.99	0.87	教員住宅	1327	670		1997	1.16
福重小学校	468	212	256	1.00	0.87		2020	1335	390	3355	2.84
竹松小学校	1010	536	474	0.75	0.80		2642	2682		5324	1.98
黒木小学校	206	113	93	1.43	1.34	教員住宅 21	639	470		1109	3.20
萱瀬小学校	415	207	208	1.02	0.90		934	1241	152	2387	9.00
西大村小学校	1186	544	642	0.98	0.80		3558	1720		5278	1.42
三城小学校	955	448	507	0.85	0.81		3242	1627		4869	1.40
東大村小学校	149	775	715	1.13	1.34	教員住宅 12	346	884		1230	3.00
大村小学校	1689 (320)	550	1139	1.25	0.80	教員住宅 25	2961	2000		4961	3.64
中央小学校	1361 (454)	438	923	1.05	0.80		2210	3366	444	6020 (1020)	4.60
南河内分校（萱瀬小学校）	37	9	28	3.36	2.00	教員住宅 10	41	58		99	4.83
黒島分校（大村小学校）	24	13	11	1.33	1.44	教員住宅 16	129	287		416	13.00
三浦中学校	259	90	199	2.28	1.42		1415	1030	225	2670	8.11
鈴田中学校	322	90	232	1.52	1.17		460	1370	214	2044 (1070)	6.50
郡中学校	1812 (1080)	378	1434	1.79	0.97		5343	3650	2941	11934 (1730)	3.80
萱瀬中学校	393	88	215	1.44	1.17		687	600		1287 (1070)	2.83
西大村中学校	1437 (1437)	482	955	1.23	0.96		3371	4880	1820	10071 (2877)	9.20
大村中学校	1329 (1033)	5518	7772	1.02	0.94		1900	827		2727	0.64
松原幼稚園	74			1.17			80	183		263	2.90
福重幼稚園	89			1.33			120	内外兼用		120	
竹松幼稚園	101			1.09			140	383		523	5.20
西大村幼稚園	77			1.90			100	390		490	4.63
大村幼稚園	125			1.02			900	600		1500	4.92
中央幼稚園	216 (216)			2.10			216	内外兼用		216 (216)	

註（　）内の数字は固有財産等の借用坪数を示す。

別表6の2　各中学校生徒在籍数調　昭和36・2・1現在

学校名	1年 学級	1年 男	1年 女	1年 計	2年 学級	2年 男	2年 女	2年 計	3年 学級	3年 男	3年 女	3年 計	総計 学級	総計 男	総計 女	総計 計	備考
三浦中学校	1	20	24	44	2	27	28	55	1	8	20	28	4	55	72	127	
鈴田中学校	2	46	42	88	2	40	42	82	1	24	18	42	5	110	102	212	
郡中学校	9	224	204	428	7	173	163	336	5	139	110	249	21	536	477	1013	
萱瀬中学校	2	38	42	80	2	45	42	87	1	21	23	44	5	104	107	211	
西大村中学校	10	269	235	504	8	202	189	391	6	136	134	270	24	607	558	1165	
大村中学校	10	248	254	502	10	253	234	487	7	155	155	310	(1) 27	(8) 656	(6) 643	(14) 1299	（）は兼務学級担人員を示す
計	34	845	801	1646	31	740	698	1438	21	483	460	943	(7) 86	(8) 2068	(6) 1959	(14) 4027	

別表6の1　各小学校学級児童在籍数調　昭和36.2.1現在

学校名	1年 学級	1年 男	1年 女	1年 計	2年 学級	2年 男	2年 女	2年 計	3年 学級	3年 男	3年 女	3年 計	4年 学級	4年 男	4年 女	4年 計	5年 学級	5年 男	5年 女	5年 計	6年 学級	6年 男	6年 女	6年 計	総計 学級	総計 男	総計 女	総計 計	備考
三浦小学校	1	11	25	36	1	27	28	55	1	25	22	47	1	28	27	55	1	22	23	45	1	26	26	52	6	139	151	290	
鈴田小学校	2	48	38	86	2	37	31	68	2	41	39	80	2	40	40	80	2	46	41	87	2	35	53	88	12	247	242	489	
松原小学校	2	42	43	85	2	51	43	94	2	45	37	82	2	43	44	87	2	51	49	100	3	51	64	115	13	283	280	563	
福重小学校	2	28	41	69	2	37	33	70	2	40	41	81	2	35	46	81	2	42	41	83	2	40	46	86	12	222	248	470	
竹松小学校	5	113	112	225	5	111	119	230	4	101	108	209	4	113	104	217	5	125	111	236	5	107	128	235	28	670	682	1352	
黒木小学校	1	5	11	16	1	14	13	27	1	15	7	22	1	11	14	25	1	11	15	26	1	11	17	28	6	67	77	144	
萱瀬小学校	2	29	28	57	2	37	26	63	2	38	33	71	2	30	27	57	2	43	34	77	2	44	38	82	12	221	186	407	
西大村小学校	4	100	72	172	4	79	94	173	4	92	94	186	4	102	107	209	5	101	112	213	5	121	132	253	26	595	611	1206	
三城小学校	4	85	84	169	4	99	75	174	4	90	89	179	4	94	85	179	4	103	100	203	4	113	107	220	24	584	540	1124	
東大村小学校	1	12	12	24	1	10	10	20	1	12	13	25	1	10	8	18	1	15	8	23	1	10	12	22	6	69	63	132	
大村小学校	4	112	86	198	4	90	87	177	4	103	106	209	5	121	119	240	5	112	124	236	6	163	129	292	(2) 28	(14) 701	(12) 651	(26) 1352	（）は兼務学級担人員を示す
中央小学校	4	80	108	188	4	115	99	214	4	98	85	183	4	94	102	196	5	125	113	238	5	124	120	244	26	636	627	1263	
南河内分校（萱瀬小学校）		1	1	2		2	1	3		2	4	6													1	5	6	11	総数で1学級を編成
黒島分校（大村小学校）			1	1		1	0	1		2	3	5		2	2	4		2	2	4		2	1	3	1	9	9	18	総数で1学級を編成
計	32	666	662	1328	32	710	659	1369	31	704	681	1385	32	723	725	1448	35	798	773	1571	37	847	873	1720	(2) 201	(14) 4448	(12) 4373	(26) 8821	

各幼稚園園児在籍数調　昭和36・2・1現在

園名 / 区分	園数	児童数 男	女	計
松原幼稚園	2	33	30	63
福重幼稚園	2	36	31	67
竹松幼稚園	2	47	46	93
西大村幼稚園	2	43	43	86
大村幼稚園	3	69	63	132
中央幼稚園	2	62	41	103
計	13	290	284	574

求人案内

○　○○○○

市内【女子】店員、年令一八才～二三才、月収四五〇〇～六〇〇〇円、炊事婦、年令一八～五〇才、月収住込二五〇〇～四〇〇〇円、化粧品外交員、年令二五～四五才、全売上の五分の一【男子】各種運転手、年令二〇～三五才、月収八〇〇～一二〇〇〇円製材工、年令二五～四〇才、日収三五～四〇〇円

県外【男子】尼崎製鉄工員、一八～二八才、一三六〇～一六二四〇円、ゴム工場作業員、一五才～二五才、六五〇～一〇〇〇〇円、船内荷役夫一八才～二五才、一時間七〇円、メッキ工、一七才～二五才、七七〇～一五〇〇〇円その他運転手等多数

【女子】紡績工、二五才迄、七五〇〇以上、精密機械組立工、二五才迄、七五〇〇円以上、メリヤス編工、二〇才迄七五〇〇円

○　○○○○

大村保健所ではつぎのとおり七月分を実施します。ツベルクリン接種日＝七月三日午前九時～十一時　BCG接種日＝七月五日午前九時～十一時多数ご利用ください。

全市一斉に手洗い運動

モデル地区には薬剤を配布

今年は全国的に赤痢、小児マヒなどの経口伝染病が増加する傾向にあるといわれています。当市は残念なことに県下第一位の赤痢多発地区となっております。

伝染病発生の原因は種々ありますが、基本的には市民各位の衛生的思想の高揚により環境の清潔に努めていただくことがこの恐ろしい悪疫を未然に防ぐことになります。このたび夏季の予防対策としてまた一番手近な生活改善としてつぎの要領により全市民手洗励行運動を実施いたします皆様のご協力をお願いします

運動実施期間　昭和三十六年六月二十日から向う三カ月間

目的　赤痢、小児マヒなど経口伝染病を未然に追放し健康で明るい市民生活をするため清潔な環境をつくる一環として全市民手洗励行運動の推進をはかる。

実施の方法

①市内全世帯を対象とする。

②各地区にモデル区域を指定する。

手洗の要領

①各戸に手洗器（手持の器物を活用して）を玄関、便所、炊事場等に備えること

②手洗いにはクレゾール、または石けんを使用すること

③外出から帰ったとき、用便後、炊事のとき、食事前には必ず丁寧に手指を洗うこと。

④タオルは共同使用は避け、各人のものをきめておきいつも清潔にし、乾しておくよう心がけること。

手洗用薬剤の配布

①指定モデル区域に対しては運動期間中は無償で一世帯当り一カ月五百グラムのクレゾールを配布する。

②指定区域外はクレゾールの希望者に対し実費であっせんしますので、各町内で取りまとめ希望数をお申込みください。

③クレゾールは隔日に取替えて、世帯当り一カ月約五百グラムが必要です。

価格（実費）は九十円程度です。

（保険衛生課）

有事に備えて災害訓練

大村部隊大上戸川の現地で

陸上自衛隊大村部隊では六月七日、大村市内は百八十ミリの降雨により、河川が増水し、とくに大上戸川下流域は同川のはんらんにより危険状態になったとの想定のもとに災害訓練を行ないました。

当日は午前七時から大村部隊隊員二百八十八名と車両二十六台が出動（竹松部隊協力）大上戸川の危険個所である大上戸橋上流左岸七十メートル、および微神堂前左岸二十メートル、金丸橋上流左岸六十メートルおよび三十メートルに土嚢二千袋とむしろ張りにより堤防を補強し、午前十一時現地訓練を終り、午後は隊内で図上訓練を行ない、一朝有事に備えました。この日は大村市長、県諫早土木事務所長、近郊市町村の関係者も多数見学しました。

（消防本部）

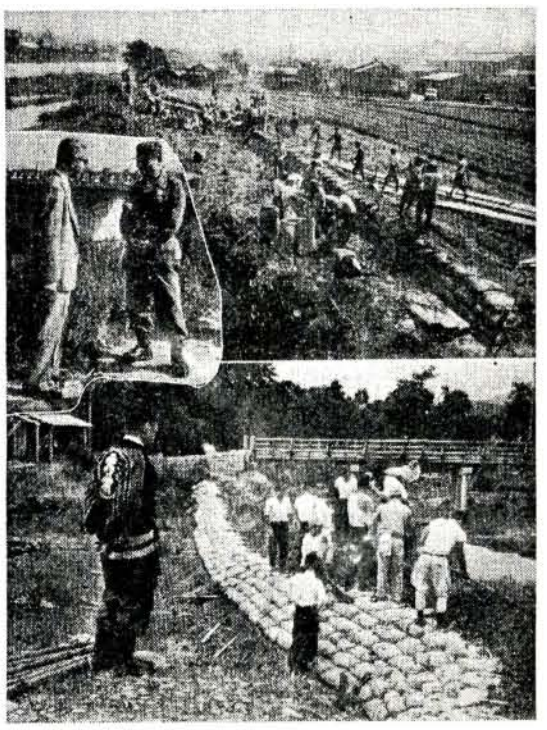

消防団・訓練で護岸を補強

大村市消防団は六月十日午後一時から山口団長以下七十名が訓練の目的で出動し、大上戸川の復旧工事未施工護岸の危険カ所の補強を行ないました。

場所は水田橋下流右岸二十五メートル、大上戸橋上流右岸十五メートル、杭出津橋下流右岸四十メートルの三カ所で土嚢積みおよびむしろ張りによって施工しました。

さる七日に実施された自衛隊の災害訓練による補強と合せ、大上戸川の最も危険なカ所の補強が終了しました。

（消防本部）

写真上＝大村部隊隊員の訓練中＝藤吉大村部隊長から訓練の状況を聞く大村市長
下＝消防団員の堤防補強

お知らせ板

小児マヒの予防接種

第二回目を27～29日実施

昭和三十六年度春季定期分の第二回目小児マヒ予防接種をつぎのとおり行ないます。

該当者は昭和三十五年七月一日から三十五年九月三十日までに生れたもので、昭和三十六年六月初旬第一回目を接種されたかたです。

なお、該当者には、ハガキで通知しますが、当日、その通知書と母子手帳および実費を徴集します。実費は昭和三十五年度に、保護者に対する市民税額が均等割以上の者は二百七十一円、均等割だけの者は六十八円非課税者は無料となっております。

なお、昭和三十三年四月以降の出生児で、さきに申込まれ、今回該当していないかたについては、近日中にワクチンの割当がある見込ですからしばらくお待ちください。

△6月27日（火）市役所保険衛生課

△6月28日（水）市立病院

△6月29日（木）竹松出張所

△時間はいずれも午後一時から午後三時まで

（保険衛生課）

未亡人と遺児の靖国神社団体参拝者を募集

長崎県では本年秋ごろ戦没者未亡人および遺児の靖国神社団体参拝を実施の予定です。つきに該当するかたで希望者は來たる二十四日まで福祉事務所または地区遺族世話人へ連絡してください。

△戦没者の妻であってまだ一回も靖国神社に参拝したことのない人

△戦没者の妻又は子で遺族会主催の団体又は県主催の遺児団体参拝等に参加していない世帯（福祉事務所）

農村青年県外実地研修生を募集

農山漁村青年研修の一環として県の優秀な農村青年を農林畜産に関する技術、経営の先進地に派遣し、農業技術ならびに経営を習得させ、将來新農村建設推進の原動力となり、本県農村振興に寄与してもらうため次のとおり研究生を募集しておりますので、本県農業発展のため応募してください。

△派遣地および研究事項

①静岡県　柑橘、畜産、温室園芸

②愛知県　酪農、温室園芸

畜産、農産加工、

③愛媛県　柑橘

△派遣期間　八月上旬～三七年五月下旬まで

△願書提出期限　六月二十八日まで

資格その他くわしいことは農業改良普及所、市農林課に問い合せてください。

広島市の墓地改葬に関係のある人は届出てください

広島市では同市牛田町神田山墓地（字神田山一六〇、一六一、一六四番地）の無縁墓地を廃止して字神田一八六七番地の新設墓地に改葬しますので、同墓地に関係のある人は届出ください

届出先は広島市牛田町一三五〇番地石井憲司です。

（保険衛生課）

保母の講習会と試験

昭和三十六年度第一回保母試験ならびに保母講習会がつぎのとおり実施されますので、希望者は期日までに申請書を提出してください。

△試験期日　七月三十一日～八月二日

△受験資格

(1)学校教育法による高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

(2)児童福祉施設において満十八才に達してから三年以上児童保護に従事した者

△保母講習会

七月二十四日～七月二十九日

場所　長崎市家野町純心女子学園（試験、講習会とも）

△受講者の資格

(1)新制高校または旧制高女を卒業した者、あるいはこれと同等以上の学歴を有する者

(2)児童福祉施設において満三年以上児童の保護に従事した者

申請書提出期限　いずれも六月二十六日から七月二日までに、県婦人児童課へ提出してください。

くわしいことは福祉事務所へおたずねください。

（福祉事務所）

南画を教えます

成人学校をつきのとおり開設します。

△開校日、場所　七月三日から九月二十五日まで（毎週月曜日）午後七時～九時中央公民館

△内容　南画（墨絵）

△対象　市内居住者で職業年令を問いません

△講師　浅倉玉豊師の予定

△受講料　無料

△申込　六月三十日まで中央公民館へ

（中央公民館）

自衛官募集

防衛庁では陸上、海上及び航空自衛官（二士）の本年度第二次募集を行なっております。（志願票は市民課または出張所に準備しております。）

△応募資格　昭和十一年九月二日から昭和十八年九月一日までの間に生れた日本人男子で中学校卒業程度の学力を有するもの

△受付期間　六月一日から七月十五日まで

△試験予定地

大村市（陸上自衛隊）

△任用後の待遇

営内に居住し、衣食はすべて無料で、月七千六百円が支給されます。

松尾部落に農村公衆電話

五月三十日から大多武松尾部落（野口虎次宅）に農村公衆電話が開通しました（番号二九八七番）のでご利用ください。

（商工水産課）

農業委員きまる

六月一日付でつぎのとおり農協推せんの農業委員が選任されました。これは農協理事の改選などによるものです。

△原秀雄（三浦）△溝江保次（竹松）△内田勝（福重）

（農業委員会）

農事メモ

【水稲】

本田＝肥料は「チツソ」「リンサン」「カリ」の三要素をじょうずに配合して施しましょう。「チツソ」肥料は元肥に全部施さないで、追肥の分を残して施すようにしましょう。とくに秋落田では追肥を二回ぐらいに分施する必要がありますので、その計画で残しておきましょう。

田植は苗の本葉が六～七枚が適当です、本葉の数で田植の時期を決めましょう植えるときはできるだけ浅植がよく、植えつけ株数は三・三平方㍍（一坪）当り六〇株以上は必要です。補植用の苗は必ず準備しておきましょう。補植用苗は畔端でなく畔よりはなして一株づつ植えておいたがよい

苗代でヒメトビウンカの発生がみられるので、DDT やマラソン剤で防除しましょう。

中山間地帯で苗イモチの発生のオソレのある所では田植前水銀剤で必ず防除しておきましょう。

〔甘藷〕麥間挿苗のものは元肥を施して、早く畦を整えましょう。畦の上に土を厚くかけないよう肩にあげましょう。

飛行場地帯ではイモコガが発生していますので DDT剤で防除しましょう

〔みかん〕雑草の繁っている園や敷草が木の根元まで施してある園では天牛の被害をうけやすいので根元は必ずあげておきましょう

なお予防のためガットサイドを二～三倍にうすめて基部に塗布するとよい。

エカキ虫の被害も見受けられるので硫酸ニコチンの六〇〇倍液を五～七日おきに散布しましょう。中旬に施すべき肥料を施していない園では早く施すようにしましょう。

乾燥防止、土壌流亡防止のため敷草（ワラ）をじゅうぶん施しておきましょう

摘果は幼、若木の場合、結果量の多い樹および主枝の先端になっているものは今期に摘果します。

黒点病、ソーカ病の多発園ではタカ水銀ボルドウ六〇〇倍液を散布します。